

○静岡県警察災害派遣隊運用要領の制定について

(平成 25 年 4 月 3 日例規第 38 号)

この度、別添のとおり「静岡県警察災害派遣隊運用要領」を定めたので通達する。

なお、広域緊急援助隊の編成及び運用に関する訓令の制定について（平成 18 年例規
災ほか第 55 号）は、廃止する。

別添

静岡県警察災害派遣隊運用要領

第 1 趣旨

この要領は、静岡県警察災害派遣隊の編成及び運用に関する訓令（平成 25 年県本部訓令第 19 号）第 8 条の規定に基づき、災害派遣隊の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 即応部隊の運用等

即応部隊の各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 編成、活動等

(1) 広域緊急援助隊

ア 編成及び活動

(ア) 警備部隊

原則として機動隊又は静岡県警察管区機動隊の隊員の中から、広域緊急援助隊（警備部隊）編成表（別表第 1）に基づき編成し、次の活動を行う班を置くものとする。

a 先行情報班

必要に応じて救出救助班及び隊本部班に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるとともに、合同調整所等において関係機関と調整を行う。

b 救出救助班

速やかに被災地に赴き、被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

c 隊本部班

自部隊の食料、飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他の自部隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

d 特別救助班

極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確な被災者の救出救助に当たる。

(イ) 交通部隊

原則として交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊員の中から、広域緊急援助隊（交通部隊）編成表（別表第 2）に基づき編成し、次の活動を行う班を置くものとする。

a 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路及び被災地等において活動を行うための道路（以下「緊急交通路等」という。）の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

b 交通対策班

緊急交通路等の応急対策、交通規制及びその担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たる。

c 管理班

自部隊の食料、飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他の自部隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

(ウ) 刑事部隊

刑事部、警務部及び署の死体取扱業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員の中から、広域緊急援助隊（刑事部隊）編成表（別表第3）に基づき編成し、次の活動を行う班を置くものとする。

a 死体取扱班

被災地における検視、死体調査等に当たる。

b 遺族対応班

死体取扱班の班長の指揮の下、被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、被災地警察の災害警備本部、第3の1(3)に規定する被災者支援部隊等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

イ 隊員の推薦等

(ア) 推薦

関係所属長は、広域緊急援助隊の隊員として、年齢、技術、経験等を考慮し、持病の有無等の被災地等における活動に際する健康へのリスクに十分配慮した上で適任者を選考し、広域緊急援助隊（警備部隊・交通部隊・刑事部隊）隊員推薦書（様式第1号）により、それぞれの事務主管課長を経由して本部長に推薦するものとする。この場合において、特別救助班の班員の推薦にあっては、ロープ救助、リペリング降下、潜水、各種災害警備用装備資機材の取扱い及び救急法等の技能に関し、特に優れた者を推薦するものとする。

(イ) 指定解除の上申

関係所属長は、人事異動、疾病その他の理由により隊員の指定を解除する必要があるときは、その理由を付して広域緊急援助隊（警備部隊・交通部

隊・刑事部隊) 隊員解任上申書(様式第2号)により、それぞれの事務主管課長を経由して本部長に当該隊員の解任上申を行うとともに、前記(ア)の規定によりこれに代わるべき隊員を推薦するものとする。

(2) 広域警察航空隊

派遣の長期化及び航空機の不具合発生に伴う現地整備を考慮して、静岡県警察航空隊の隊員の中から、大規模災害発生時に派遣する警察用航空機1機につき操縦士2人及び整備士2人以上並びに捜索救助等に従事する特務要員をもって編成し、被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。また、広域警察航空隊の拠点における特別派遣機の受入れ調整、警察用航空機の運航統制・調整及び各機の活動状況の集約等の業務支援に当たる。

(3) 緊急災害警備隊

静岡県警察管区機動隊の隊員のうち、広域緊急援助隊(警備部隊)に指定された者以外の全隊員により編成し、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

2 派遣期間

各隊の1回の派遣期間(移動日を除く。)は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間を延長するものとする。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊 発災初期はおおむね3日間を、それ以降は1週間をめどとする。

イ 交通部隊及び刑事部隊 おおむね1週間をめどとする。

(2) 広域警察航空隊 発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

(3) 緊急災害警備隊 数日間をめどとする。

3 自活の原則

即応部隊は、食料、飲料水等の補給等について、原則として被災地警察その他関係機関の支援を受けることなく、自ら行うものとする。また、次に掲げる各隊にあっては、それぞれに定める事項についても自ら行うものとする。

(1) 広域緊急援助隊(警備部隊)及び緊急災害警備隊 現地指揮所及び宿泊所の設営(テント、寝袋等の自活用装備資機材の携行)

(2) 広域緊急援助隊(交通部隊) 宿泊所の設営(テント、寝袋等の自活用装備資機材の携行)

- (3) 広域警察航空隊 派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮した機体カバー等野外係留資機材の携行

4 運用

(1) 派遣準備等

事務主管課長は、大規模災害発生時、直ちに関東管区警察局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災地等の状況を踏まえ、救出救助用装備資機材、交通対策資機材、死体取扱関連資機材、機体カバー、野外係留具等の航空機の資機材及び自活のための装備資機材を取りそろえるなど派遣準備を進め、派遣に關して関東管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

(2) 隣接県が被災した場合

隣接県が被災した場合は、前記(1)の規定による措置をとるほか、被災地警察に派遣される他の都道府県警察の部隊に係る活動拠点、装備資機材の提供等について配慮するものとする。

(3) 被災地への部隊展開

広域緊急援助隊（警備部隊）及び広域緊急援助隊（交通部隊）は、必要な道路交通情報の収集を自ら行いつつ、これを被災地警察等と共有した上、迅速な部隊展開を行う。

(4) 広域警察航空隊の運用規程

広域警察航空隊の運用等に関する事項については、この要領によるほか、警察庁が定める警察用航空機の運用方針等によるものとする。

5 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊各隊との連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報体制の確保

(ア) 各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。

(イ) 事務主管課長は、効果的な広報対応等を実施するため、必要に応じて即応部隊への広報課員の帯同について広報課長と協議するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

広域緊急援助隊（警備部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊は、救出救助活動に当たり、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ 航空安全の確保

広域警察航空隊は、活動に当たり次の事項に留意する。

- （ア）被災地等への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形、気象特性等を総合的に判断し適切な燃料管理を行うものとする。
- （イ）現地活動に当たっては、被災地等において活動する他の都道府県警察の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

6 平素の措置

（1）有事即応体制の保持

大規模災害発生時等に備え、次のとおり有事即応体制を保持するものとする。

- ア 事務主管課長は、大規模災害発生時に迅速に各隊を派遣することができるように緊急招集連絡体制を常に整備しておくものとする。また、他の即応部隊の各隊との間においても、緊急時の連絡体制を整備しておくものとする。
- イ 隊員は、次の事態が発生した場合は、勤務所において待機するとともに、出動の準備を行うものとする。
 - （ア）東京都 23 区内で震度 5 強以上の地震が発生した場合
 - （イ）県外（東京都 23 区を除く。）において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- ウ 事務主管課長は、前記イに規定する事態が発生した場合において勤務時間外であるときにあつては、隊員を速やかに招集するとともに、勤務所における待機を命じ、出動の準備を行わせるものとする。
- エ 隊員は、前記イに規定する事態以外の大規模災害が発生した場合には、勤務時間内においては勤務所に、勤務時間外においては自宅待機することとし、出動に向けた準備を行うものとする。
- オ 隊員は、招集に応じるため、常に所在を明らかにするとともに、連絡方法等について必要な措置を講じておくものとする。

（2）隣接・近接警察との協議

事務主管課長は、即応部隊の派遣、装備資機材の提供等が迅速に行えるよう隣接及び近接する県警察と連携強化に向けた協議を実施しておくものとする。

（3）教養訓練の徹底

事務主管課長は、関東管区警察局の行う教養訓練へ隊員を派遣するほか、専門的かつ実践的な教養訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

とする。また、自衛隊、消防その他関係機関との合同訓練等を実施し、平素から緊密な連携を図るものとする。

(4) 装備資機材の管理等

事務主管課長は、いかなる態様の災害にも対応できるように装備資機材を常に良好な状態に整備・管理し、迅速に被災地等に出動できるようにしておくものとする。

(5) 計画の整備、見直し

事務主管課長は、部隊の展開経路及び移動手段、関係機関との連携、装備資機材の携行、自活に必要な物資の確保、警察用航空機の機体整備、燃料補給及び広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等部隊派遣に係る計画を整備し、随時必要な見直しを加えるものとする。

第3 一般部隊の運用等

一般部隊の各隊の編成、運用等については次のとおりとし、災害派遣隊の各級指揮官となる幹部隊員は、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるものとする。また、各隊員の選任に当たっては、持病の有無等の被災地等における活動に際する健康へのリスクに十分配慮するものとする。

1 編成及び活動

(1) 特別警備部隊

機動隊、静岡県警察管区機動隊及び静岡県警察方面機動隊の隊員の中から、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に基づき編成し、即応部隊に引き続き被災地等に赴き、被災地等における行方不明者等の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

(2) 特別犯罪抑止部隊

生活安全部及び刑事部（原則として捜査支援分析課）の警察官の中から、6人により編成し、被災地における犯罪抑止を目的とした防犯カメラ設置等に係る活動を行う。

(3) 被災者支援部隊

生活安全部及び署生活安全課の警察職員を中心として、12人により編成し、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）を訪問して相談対応及び防犯指導（以下「相談対応等」という。）を行うほか、大規模災害発生時の状況により行方不明者等相談情報の収集・整理に当たり、車両1台につき隊員2人以上で行うものとする。

(4) 特別自動車警ら部隊

地域部及び署地域課を中心とした警察官の中から、2交替制で勤務する場合にあっては9人、3交替制で勤務する場合にあっては13人により編成し、被災地等に

において、警ら用無線自動車による警戒、警ら等に当たり、警ら用無線自動車 1 台につき隊員 2 人で行うものとする。また、必要に応じて部隊の連絡調整を担当する特務班を含めて編成し、指揮官及び隊員を指定するものとする。

(5) 特別機動捜査部隊

刑事部（原則として機動捜査隊）の警察官の中から、2 交替制で勤務する場合にあっては 8 人、3 交替制で勤務する場合にあっては 12 人により編成し、被災地警察の機動捜査隊（機動捜査を所管する所属をいう。以下同じ。）の長又は署長の指揮の下、被災地等において、捜査車両を用いたよう撃捜査、初動捜査等各種捜査活動に当たり、1 班につき捜査用無線自動車 2 台、班員 4 人で行うものとする。

(6) 身元確認支援部隊

鑑識専務員を含めた刑事部及び署刑事課の職員の中から、1 隊 6 人により編成し、被災地警察の鑑識課（鑑識を所管する所属をいう。）の長の指揮の下、遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA 型、歯牙等に係る資料の収集及び親子鑑定の手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取に当たる。

なお、部隊の隊数については、広域緊急援助隊（刑事部隊）の隊数に準じるものとする。

(7) 特別交通部隊

交通部及び署交通課の警察官の中から 39 人により編成し、被災地等における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動に当たる。また、帯同する車両については、警察庁が定める車両編成基準により、関東管区警察局を通じて、被災地等における活動内容等を事前に確認し、活動内容に応じて選定するものとする。

2 派遣期間

各部隊の 1 回の派遣期間は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間を延長するものとする。

(1) 特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね 10 日間をめどとする。

(2) 特別機動捜査部隊 おおむね 8 日間（2 交替制勤務の場合、各班 3 当務）をめどとする。

(3) 身元確認支援部隊 被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

(4) 特別交通部隊 おおむね 2 週間をめどとする。

3 運用

(1) 派遣準備等

事務主管課長は、大規模災害発生時、直ちに関東管区警察局を通じて被災地等の被害状況、犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所

要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して関東管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

(2) 隣接県が被災した場合

隣接県が被災した場合においては、前記(1)の規定による措置をとるほか、被災地警察に派遣される他の都道府県警察の部隊に係る活動拠点、装備資機材の提供等について配慮するものとする。

4 活動上の留意事項

(1) 各部隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生のほか、交通事故、受傷事故等も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして事故防止の徹底を図るものとする。

イ 各部隊間の緊密な連携

一般部隊の各部隊は、他の一般部隊各部隊との連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報体制の確保

各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。

(2) その他の個別事項

ア 防犯カメラの効果的な設置

(ア) 防犯カメラの設置に当たっては、被災地における犯罪の発生状況、現場のニーズ、防犯上の効果等を考慮した上、その可否を判断すること。

(イ) 設置場所の選定に当たっては、前記(ア)の事情を考慮の上、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となる地域の街頭、被災地域の目抜き通り、商店街等を対象とすること。

イ 相談対応等の推進

相談対応等の実施のため被災地等の地方公共団体等と緊密な連携を図り、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握するものとする。また、被災者等の心情に配慮した親身な相談対応等の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

ウ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

エ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

オ 適切な身元確認支援活動

身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、当該部隊の活動の趣旨及び必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。また、聴取内容の記載誤り並びに提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違い、紛失等は、身元の確認の誤り又は身元確認が不可能になるなど重大な問題に直結することから、その保管及び管理について万全を期すものとする。

5 平素の措置

(1) 教養訓練の徹底

事務主管課長は、装備資機材及び通信機材の取扱いその他専門的かつ実践的な教養訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(2) 装備資機材の管理等

事務主管課長は、いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地に出動できるよう、車両等の装備資機材を常に良好に整備・管理しておくものとする。

第4 積極的な広報

各隊は、被災者の安心感等を醸成するため、被災地警察その他の関係する都道府県警察等と連携し、当該部隊の活動内容等が十分に周知されるよう、被災者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、現場又は派遣前後における取材対応、報道機関を含む様々な媒体を通じた情報発信に向けた記録等の広報活動を積極的に行うものとする。また、被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、被災地警察等と連携し通行止め、迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況等が十分に周知されるよう、積極的な広報活動に努めるものとする。

第5 健康管理対策

事務主管課長は、惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、厚生課長と緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分配慮するものとする。

第6 支援対策室及び支援対策部隊との連携

事務主管課長は、大規模災害発生時において、警察庁緊急災害警備本部、警察庁非常災害警備本部又は警察庁特定災害警備本部が設置された場合には、支援対策室及び支援対策部隊と積極的に連携するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、災害派遣隊の各隊の編成、運用上の具体的留意事項及び必要事項については、事務主管課長が別に定めるものとする。